

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R02.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-20	<p>第1編 共通編 第1章 総則 1-1-30 履行報告</p> <p>受注者は、契約書第38条の規程により中間前金払を選択する場合は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に実施工程表・出来高数量・完成部分の状況写真を含めて発注者に提出しなければならない。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 1-1-30 履行報告</p> <p>受注者は、契約書第38条の規程により中間前金払を選択し、<b>中間前払金の支払を請求する場合は、あらかじめ要件の認定を受けなければならない。</b>なお、認定請求書には、<b>工事履行報告書を添えて</b>する場合は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に実施工程表・出来高数量・完成部分の状況写真を含めて発注者に提出しなければならない。また、契約書第3条に基づき提出された工程表に変更が生じている場合は、併せて変更後の工程表を提出しなければならない。</p>	<p>「中間前金払制度導入に伴う事務処理について」の一部改正に伴う修正</p>